

●提案基準 1 2

市長が指定した道路の沿道における小売店舗の建築を目的とする開発行為等の取扱い

(趣 旨)

第 1 この基準は、「都市計画法第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに関する判断基準」(以下「判断基準」という。)第 6 の規定に基づき、市長が指定した道路の沿道における小売業を営む店舗(以下「小売店舗」という)の建築を目的とする開発行為及び建築行為の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第 2 この基準は、次の各号のいずれにも該当するものとして、あらかじめ市長が指定した道路の沿道における小売店舗の建築を目的とする開発行為及び建築行為に適用する。

- (1) 都市計画法第 18 条の 2 の規定により市が策定する都市計画マスタープラン等において、商業・業務系施設等の立地を位置付けている道路の沿道であること。
- (2) 原則として、幅員 12m 以上の道路(以下「指定道路」という。)の沿道であること。
- (3) 判断基準第 5 に定める区域を含まないこと。

(用 途)

第 3 申請に係る建築物(以下「予定建築物」という。)は、小売店舗であること。
ただし、市長が別途予定建築物の用途を定めた場合は、この限りでない。

(予定建築物の規模)

第 4 市長が別途予定建築物の規模を定めた場合は、その基準に適合すること。

(予定建築物の敷地規模等)

第 5 予定建築物の敷地規模等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 敷地面積は、500 m²以上 3,000 m²未満とする。
ただし、市長が別途予定建築物の敷地面積を定めた場合は、この限りでない。
- (2) 敷地外周の長さの 1/10 以上が指定道路に接すること。

(公共施設等の整備)

第 6 公共施設等の整備については、別に定める技術基準に適合すること。

(附 則)

この基準は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

※ 本提案基準については、別途技術基準を定めています。